

年金積立金管理運用独立行政法人法案 新旧対照条文

厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第四章の二 積立金の運用（第七十九条の二 第七十九条の七）</p> <p>（積立金の運用）</p> <p>第七十九条の三 積立金の運用は、厚生労働大臣が、前条の目的に沿った運用に基づき納付金の納付を目的として、年金積立金管理運用独立行政法人に対し、積立金を寄託することにより行うものとする。</p> <p>2 （略）</p>	<p>目次</p> <p>第四章の二 積立金の運用（第七十九条の二 第七十九条の八）</p> <p>（積立金の運用）</p> <p>第七十九条の三 積立金の運用は、厚生労働大臣が、前条の目的を達成するため、年金資金運用基金に対し、次条第一項に規定する基本方針に沿った運用に基づき納付金の納付を目的として、積立金を寄託することにより行うものとする。</p> <p>2 （略）</p> <p>（基本方針）</p> <p>第七十九条の四 厚生労働大臣は、積立金の運用に関する基本方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めなければならない。</p> <p>2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>一 積立金の運用の基本的な方向</p> <p>二 積立金の運用に係る長期的な観点からの資産の構成に関する事項</p> <p>三 年金資金運用基金における年金資金（前条第一項の規定に基づき寄託された資金をいう。以下同じ。）の管理及び運用に関し遵守すべき事項</p>

四 年金資金運用基金における年金資金の管理及び運用の評価に関する事項

五 その他積立金の運用に関する重要事項

3 厚生労働大臣は、基本方針を定めるに当たっては、資産の管理及び運用に関し一般に認められている専門的な知見並びに内外の経済動向を考慮するとともに、積立金の運用が市場その他の民間活動に与える影響に留意しつつ、安全かつ確実を基本とし、積立金の運用が特定の方法に集中せず、かつ、積立金の運用の目的に適合するようこれを定めるものとする。

4 第二項第二号に掲げる事項は、財政の現況及び見通しを勘案し、かつ、積立金の運用収入の変動の可能性に留意したものでなければならぬ。

5 厚生労働大臣は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、社会保障審議会に諮問するものとする。

6 厚生労働大臣は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

7 厚生労働大臣は、積立金の運用の状況及びその年金財政に与える影響、年金資金運用基金における年金資金の管理及び運用の状況、内外の経済動向その他の事情を考慮し、毎年少なくとも一回、基本方針に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

8 厚生労働大臣は、前項の検討を行うに当たっては、社会保障審議会の意見を聴かなければならない。

9 第三項、第五項及び第六項の規定は、第七項の規定による基本方針の変更について準用する。

(報告書の提出及び公表)

第七十九条の五 厚生労働大臣は、毎年度積立金の運用についての報告書を作成し、当該年度における年金資金運用基金の決算完結後遅滞なく、社会保障審議会に提出するとともに、これを

<p>(運用職員の責務) 第七十九条の四 (略)</p> <p>(秘密保持義務) 第七十九条の五 (略)</p> <p>(懲戒処分) 第七十九条の六 (略)</p> <p>(年金積立金管理運用独立行政法人法との関係) 第七十九条の七 積立金の運用については、この法律に定めるもののほか、年金積立金管理運用独立行政法人法(平成十六年法律第 号)の定めるところによる。</p>	<p>公表しなければならない。</p> <p>2 前項の報告書には、当該年度の積立金の運用の状況及びその年金財政に与える影響並びに年金資金運用基金における年金資金の管理及び運用の評価を記載するとともに、当該年度における年金資金運用基金の業務概況書を添付しなければならない。</p> <p>(運用職員の責務) 第七十九条の六 (略)</p> <p>(秘密保持義務) 第七十九条の七 (略)</p> <p>(懲戒処分) 第七十九条の八 (略)</p>
--	---

改正案	現行
<p>（積立金の運用）</p> <p>第七十六条 積立金の運用は、厚生労働大臣が、前条の目的に沿った運用に基づき納付金の納付を目的として、年金積立金管理運用独立行政法人に対し、積立金を寄託することにより行うものとする。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（積立金の運用）</p> <p>第七十六条 積立金の運用は、厚生労働大臣が、前条の目的を達成するため、年金資金運用基金に対し、次条第一項に規定する基本方針に沿った運用に基づき納付金の納付を目的として、積立金を寄託することにより行うものとする。</p> <p>2 （略）</p> <p>（基本方針）</p> <p>第七十七条 厚生労働大臣は、積立金の運用に関する基本方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めなければならない。</p> <p>2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>一 積立金の運用の基本的な方向</p> <p>二 積立金の運用に係る長期的な観点からの資産の構成に関する事項</p> <p>三 年金資金運用基金における年金資金（前条第一項の規定に基づき寄託された資金をいう。以下同じ。）の管理及び運用に関し遵守すべき事項</p> <p>四 年金資金運用基金における年金資金の管理及び運用の評価に関する事項</p> <p>五 その他積立金の運用に関する重要事項</p> <p>3 厚生労働大臣は、基本方針を定めるに当たっては、資産の管理及び運用に関し一般に認められている専門的な知見並びに内外の経済動向を考慮するとともに、積立金の運用が市場その他の民間活動に与える影響に留意しつつ、安全かつ確実を基本と</p>

し、積立金の運用が特定の方法に集中せず、かつ、積立金の運用の目的に適合するようこれを定めるものとする。

4 第二項第二号に掲げる事項は、財政の現況及び見通しを勘案し、かつ、積立金の運用収入の変動の可能性に留意したものでなければならぬ。

5 厚生労働大臣は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、社会保障審議会に諮問するものとする。

6 厚生労働大臣は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

7 厚生労働大臣は、積立金の運用の状況及びその年金財政に与える影響、年金資金運用基金における年金資金の管理及び運用の状況、内外の経済動向その他の事情を考慮し、毎年少なくとも一回、基本方針に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

8 厚生労働大臣は、前項の検討を行うに当たっては、社会保障審議会の意見を聴かなければならない。

9 第三項、第五項及び第六項の規定は、第七項の規定による基本方針の変更について準用する。

(報告書の提出及び公表)

第七十八条 厚生労働大臣は、毎年度積立金の運用についての報告書を作成し、当該年度における年金資金運用基金の決算完了後遅滞なく、社会保障審議会に提出するとともに、これを公表しなければならない。

2 前項の報告書には、当該年度の積立金の運用の状況及びその年金財政に与える影響並びに年金資金運用基金における年金資金の管理及び運用の評価を記載するとともに、当該年度における年金資金運用基金の業務概況書を添付しなければならない。

(運用職員の責務)

第七十七条 (略)

(秘密保持義務)

第七十八条 (略)

(懲戒処分)

第七十九条 運用職員が前条の規定に違反したと認めるときは、厚生労働大臣は、その職員に対し国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)に基づき懲戒処分をしなければならない。

(年金積立金管理運用独立行政法人法との関係)

第八十条 積立金の運用については、この法律に定めるもののほか、年金積立金管理運用独立行政法人法(平成十六年法律第号)の定めるところによる。

第八十一条から第八十四条まで 削除

第七十九条 (略)

(秘密保持義務)

第八十条 (略)

(懲戒処分)

第八十一条 運用職員が前条の規定に違反したと認めるときは、厚生労働大臣は、その職員に対し国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)に基づき懲戒処分をしなければならない。

第八十二条から第八十四条まで 削除

改 正 案	現 行
<p>第五条 年金勘定ニ於テハ厚生年金保険事業経営上ノ保険料、一般会計、船員保険特別会計及国民年金特別会計基礎年金勘定ヨリノ受入金、積立金ヨリノ受入金、積立金ヨリ生ズル収入、年金積立金管理運用独立行政法人ヨリノ国庫納付金、確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第一百十三条第一項ノ規定ニ依ル解散厚生年金基金等ヨリノ徴収金、業務勘定ヨリノ受入金並ニ附属雑収入ヲ以テ其ノ歳入トシ同事業経営上ノ保険給付費、国民年金特別会計基礎年金勘定ヘノ繰入金其ノ他ノ諸費、同事業ノ福祉施設費若ハ営繕費、年金積立金管理運用独立行政法人ヘノ出資金若ハ交付金又ハ独立行政法人福祉医療機構ヘノ交付金ニ充ツル為ノ業務勘定ヘノ繰入金並ニ厚生年金基金及厚生年金基金連合会ヘノ負担金ヲ以テ其ノ歳出トス</p>	<p>第五条 年金勘定ニ於テハ厚生年金保険事業経営上ノ保険料、一般会計、船員保険特別会計及国民年金特別会計基礎年金勘定ヨリノ受入金、積立金ヨリ生ズル収入、年金資金運用基金ヨリノ国庫納付金、確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第一百十三条第一項ノ規定ニ依ル解散厚生年金基金等ヨリノ徴収金、業務勘定ヨリノ受入金並ニ附属雑収入ヲ以テ其ノ歳入トシ同事業経営上ノ保険給付費、国民年金特別会計基礎年金勘定ヘノ繰入金其ノ他ノ諸費、同事業ノ福祉施設費若ハ営繕費、年金資金運用基金ヘノ出資金若ハ交付金又ハ独立行政法人福祉医療機構ヘノ交付金ニ充ツル為ノ業務勘定ヘノ繰入金並ニ厚生年金基金及厚生年金基金連合会ヘノ負担金ヲ以テ其ノ歳出トス</p>
<p>第六条 業務勘定ニ於テハ健康保険事業ノ業務取扱ニ関スル諸費、療養所費、保健事業費、福祉事業費又ハ営繕費ニ充ツル為ノ健康勘定ヨリノ受入金、厚生年金保険事業ノ福祉施設費若ハ営繕費、年金積立金管理運用独立行政法人ヘノ出資金若ハ交付金又ハ独立行政法人福祉医療機構ヘノ交付金ニ充ツル為ノ年金勘定ヨリノ受入金、健康保険事業及厚生年金保険事業ノ業務取扱ニ関スル諸費ニ充ツル為ノ一般会計ヨリノ受入金、児童手当法第二十条第一項第一号ノ事業主ヨリノ拠出金及当該拠出金ノ徴収ニ関スル諸費ニ充ツル為ノ児童手当勘定ヨリノ受入金、独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第六十六号）第十六条第四項ノ規定ニヨル納付金並ニ附属雑収入ヲ以テ其ノ歳入トシ此等ノ事業ノ業務取扱及当該拠出金ノ徴収ニ関スル諸費、</p>	<p>第六条 業務勘定ニ於テハ健康保険事業ノ業務取扱ニ関スル諸費、療養所費、保健事業費、福祉事業費又ハ営繕費ニ充ツル為ノ健康勘定ヨリノ受入金、厚生年金保険事業ノ福祉施設費若ハ営繕費、年金資金運用基金ヘノ出資金若ハ交付金又ハ独立行政法人福祉医療機構ヘノ交付金ニ充ツル為ノ年金勘定ヨリノ受入金、健康保険事業及厚生年金保険事業ノ業務取扱ニ関スル諸費ニ充ツル為ノ一般会計ヨリノ受入金、児童手当法第二十条第一項第一号ノ事業主ヨリノ拠出金及当該拠出金ノ徴収ニ関スル諸費ニ充ツル為ノ児童手当勘定ヨリノ受入金、独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第六十六号）第十六条第四項ノ規定ニヨル納付金並ニ附属雑収入ヲ以テ其ノ歳入トシ此等ノ事業ノ業務取扱及当該拠出金ノ徴収ニ関スル諸費、健康保険事業ノ</p>

健康保険事業ノ療養所費、保健事業費、福祉事業費及営繕費、厚生年金保険事業ノ福祉施設費及営繕費、年金積立金管理運用独立行政法人ヘノ出資金及交付金、独立行政法人福祉医療機構ヘノ交付金、年金勘定ヘノ繰入金並ニ児童手当交付金及児童育成事業費ニ充ツル為ノ児童手当勘定ヘノ繰入金ヲ以テ其ノ歳出トス

療養所費、保健事業費、福祉事業費及営繕費、厚生年金保険事業ノ福祉施設費及営繕費、年金資金運用基金ヘノ出資金及交付金、独立行政法人福祉医療機構ヘノ交付金、年金勘定ヘノ繰入金並ニ児童手当交付金及児童育成事業費ニ充ツル為ノ児童手当勘定ヘノ繰入金ヲ以テ其ノ歳出トス

改 正 案	現 行
<p>（国民年金勘定の歳入及び歳出）</p> <p>第四条 国民年金勘定においては、国民年金事業に係る保険料、基礎年金勘定からの受入金、昭和六十年法律第三十四号附則第三十四条第二項及び第三項において読み替えて適用する法第八十五条第一項並びに昭和六十年法律第三十四号附則第三十四条第一項（第九号を除く。）の規定に基づく一般会計からの受入金、積立金からの受入金、積立金から生ずる収入、年金積立金管理運用独立行政法人からの国庫納付金並びに附属雑収入をもつてその歳入とし、国民年金事業に係る給付費（基礎年金給付費及び福祉年金給付費を除く。）及び還付金、基礎年金勘定への繰入金、国民年金事業の福祉施設に要する経費、年金積立金管理運用独立行政法人への出資金若しくは交付金又は独立行政法人福祉医療機構への補助金に充てるための業務勘定への繰入金その他の諸費をもつてその歳出とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>（業務勘定の歳入及び歳出）</p> <p>第六条 業務勘定においては、法第八十五条第二項の規定に基づく一般会計からの受入金、国民年金事業の福祉施設に要する経費、年金積立金管理運用独立行政法人への出資金若しくは交付金又は独立行政法人福祉医療機構への補助金に充てるための国民年金勘定からの受入金及び附属雑収入をもつてその歳入とし、国民年金事業の業務取扱いに関する諸費、国民年金勘定への繰入金、国民年金事業の福祉施設に要する経費、年金積立金管理運用独立行政法人への出資金及び交付金並びに独立行政法人</p>	<p>（国民年金勘定の歳入及び歳出）</p> <p>第四条 国民年金勘定においては、国民年金事業に係る保険料、基礎年金勘定からの受入金、昭和六十年法律第三十四号附則第三十四条第二項及び第三項において読み替えて適用する法第八十五条第一項並びに昭和六十年法律第三十四号附則第三十四条第一項（第九号を除く。）の規定に基づく一般会計からの受入金、積立金からの受入金、積立金から生ずる収入、年金資金運用基金からの国庫納付金並びに附属雑収入をもつてその歳入とし、国民年金事業に係る給付費（基礎年金給付費及び福祉年金給付費を除く。）及び還付金、基礎年金勘定への繰入金、国民年金事業の福祉施設に要する経費、年金資金運用基金への出資金若しくは交付金又は独立行政法人福祉医療機構への補助金に充てるための業務勘定への繰入金その他の諸費をもつてその歳出とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>（業務勘定の歳入及び歳出）</p> <p>第六条 業務勘定においては、法第八十五条第二項の規定に基づく一般会計からの受入金、国民年金事業の福祉施設に要する経費、年金資金運用基金への出資金若しくは交付金又は独立行政法人福祉医療機構への補助金に充てるための国民年金勘定からの受入金及び附属雑収入をもつてその歳入とし、国民年金事業の業務取扱いに関する諸費、国民年金勘定への繰入金、国民年金事業の福祉施設に要する経費、年金資金運用基金への出資金及び交付金並びに独立行政法人福祉医療機構への補助金をもつ</p>

福祉医療機構への補助金をもってその歳出とする。

てその歳出とする。

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>（積立金の運用に関する経過措置）</p> <p>第三十七条 厚生労働大臣は、平成十二年度末現在資金運用部に預託している年金積立金（国民年金特別会計の国民年金勘定及び厚生保険特別会計の年金勘定に係る積立金をいう。以下同じ。）については、第三条の規定による改正後の国民年金法第五章又は第七条の規定による改正後の厚生年金保険法第四章の規定（次項において「改正後の運用規定」という。）にかかわらず、<u>年金積立金管理運用独立行政法人</u>に対し、財政融資資金特別会計法（昭和二十六年法律第百一号）第十一条第一項又は第十二条の規定による公債を引き受けることを目的として寄託することができる。</p> <p>2 前項に規定する年金積立金の運用については、国民年金事業及び厚生年金保険事業の財政の安定的運営に配慮しつつ、資金運用部の既往の貸付けの継続にかかわる資金繰り及び市場に与える影響に配慮して、同項の規定による寄託その他の所要の措置を講ずるものとする。この場合において、<u>年金積立金管理運用独立行政法人</u>に対し改正後の運用規定により寄託した各年度末の年金積立金の額が漸次増加するよう行うものとする。</p>	<p>附 則</p> <p>（積立金の運用に関する経過措置）</p> <p>第三十七条 厚生労働大臣は、平成十二年度末現在資金運用部に預託している年金積立金（国民年金特別会計の国民年金勘定及び厚生保険特別会計の年金勘定に係る積立金をいう。以下同じ。）については、第三条の規定による改正後の国民年金法第五章又は第七条の規定による改正後の厚生年金保険法第四章の規定（次項において「改正後の運用規定」という。）にかかわらず、<u>年金資金運用基金</u>に対し、財政融資資金特別会計法（昭和二十六年法律第百一号）第十一条第一項又は第十二条の規定による公債を引き受けることを目的として寄託することができる。</p> <p>2 前項に規定する年金積立金の運用については、国民年金事業及び厚生年金保険事業の財政の安定的運営に配慮しつつ、資金運用部の既往の貸付けの継続にかかわる資金繰り及び市場に与える影響に配慮して、同項の規定による寄託その他の所要の措置を講ずるものとする。この場合において、<u>年金資金運用基金</u>に対し改正後の運用規定により寄託した各年度末の年金積立金の額が漸次増加するよう行うものとする。</p>

改正案	現行
<p>18 附則</p> <p>19 公庫は、第十八条の二第一項及び第二項の規定による場合のほか、<u>独立行政法人福祉医療機構が独立行政法人福祉医療機構法附則第五条の二第三項に規定する業務を行う場合には、第十八条第二号に掲げる業務のうち、独立行政法人福祉医療機構法附則第五条の二第三項の規定により独立行政法人福祉医療機構のあつせんを受ける者からの小口の教育資金の貸付けの申込みの受理及びその者に対する当該教育資金の貸付けに係る貸付金の交付に関する業務を独立行政法人福祉医療機構に委託することができる。</u></p> <p>20 前項の規定により公庫が独立行政法人福祉医療機構に業務を委託する場合には、<u>第十八条の二第三項、第二十五条第二項、第二十八条第二項、第三十条及び第三十条の二の規定を準用する。</u>この場合において、<u>第十八条の二第三項中、「前二項の規定により金融機関又は郵政省」とあるのは、「附則第十九項の規定により独立行政法人福祉医療機構」と、その金融機関又は日本郵政公社」とあるのは、「独立行政法人福祉医療機構」と、第二十五条第二項中、「第十八条の二第二項」とあるのは、「附則第十九項」と、「日本郵政公社」とあるのは、「独立行政法人福祉医療機構」と、第二十八条第二項中、「第三十条第一項」とあるのは、「附則第二十項の規定により準用される第三十条第一項」と、第三十条第一項中、「受託金融機関」とあるのは、「独立行政法人福祉医療機構」と読み替えるものとする。</u></p> <p>21 前項の規定により準用される第三十条第一項の規定による報</p>	<p>18 附則</p> <p>19 公庫は、第十八条の二第一項及び第二項の規定による場合のほか、<u>年金資金運用基金が年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律（平成十二年法律第二十号。以下「年金福祉事業団業務承継法」という。）第十三条に規定する業務を行う場合には、第十八条第二号に掲げる業務のうち、年金福祉事業団業務承継法第十三条の規定により年金資金運用基金のあつせんを受ける者からの小口の教育資金の貸付けの申込みの受理及びその者に対する当該教育資金の貸付けに係る貸付金の交付に関する業務を年金資金運用基金に委託することができる。</u></p> <p>20 前項の規定により公庫が年金資金運用基金に業務を委託する場合には、<u>第十八条の二第三項、第二十五条第二項、第二十八条第二項、第三十条及び第三十条の二の規定を準用する。</u>この場合において、<u>第十八条の二第三項中、「前二項の規定により金融機関又は郵政省」とあるのは、「附則第十九項の規定により年金資金運用基金」と、その金融機関又は日本郵政公社」とあるのは、「年金資金運用基金」と、第二十五条第二項中、「第十八条の二第二項」とあるのは、「附則第十九項」と、「日本郵政公社」とあるのは、「年金資金運用基金」と、第二十八条第二項中、「第三十条第一項」とあるのは、「附則第二十項の規定により準用される第三十条第一項」と、第三十条第一項中、「受託金融機関」とあるのは、「年金資金運用基金」と読み替えるものとする。</u></p> <p>21 前項の規定により準用される第三十条第一項の規定による報</p>

告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした独立行政法人福祉医療機構の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

22
(略)

23 公庫は、独立行政法人福祉医療機構法附則第五条の第二十一項の規定により読み替えて適用する同法第十四条第一項の規定により独立行政法人福祉医療機構の業務の委託を受けたときは、金融機関に対し、その委託を受けた業務の一部を委託することができる。第十八条の二第三項から第五項までの規定は、この場合について準用する。

告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした年金資金運用基金の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

22
(略)

23 公庫は、年金福祉事業団業務承継法第十五条第二項第二号の規定により年金資金運用基金の業務の委託を受けたときは、金融機関に対し、その委託を受けた業務の一部を委託することができる。第十八条の二第三項から第五項までの規定は、この場合について準用する。

七 住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第百五十六号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>11 公庫は、独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号）附則第五条の第二十一項の規定により読み替えて適用される同法第十四条第一項の規定により独立行政法人福祉医療機構の業務の委託を受けたときは、金融機関等又は地方公共団体に対し、その委託を受けた業務の一部を委託することができる。第二十三条第二項から第七項までの規定は、この場合について準用する。</p> <p>12 前項の規定により公庫が独立行政法人福祉医療機構から委託を受けた業務を委託した場合には、第三十二条第一項中「又は第二十七条の七第二項」とあるのは、「第二十七条の七第二項又は附則第十一項」と、第三十二条の二第一項中「同条第九項」とあるのは、「同条第九項若しくは附則第十一項」と、第四十七条中「又は第二十七条の七第二項」とあるのは、「第二十七条の七第二項又は附則第十一項」と、「又は第二十七条の七第二項」とあるのは、「、第二十七條の七第二項又は附則第十一項」と、第四十八條中「又は第二十七條の七第二項」とあるのは、「、第二十七條の七第二項又は附則第十一項」とする。</p>	<p>11 公庫は、年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律（平成十二年法律第二十号）第十五条第一項第二号の規定により年金資金運用基金の業務の委託を受けたときは、金融機関等又は地方公共団体に対し、その委託を受けた業務の一部を委託することができる。第二十三条第二項から第七項までの規定は、この場合について準用する。</p> <p>12 前項の規定により公庫が年金資金運用基金から委託を受けた業務を委託した場合には、第三十二条第一項中「又は第二十七条の七第二項」とあるのは、「、第二十七條の七第二項又は附則第十一項」と、第三十二條の二第一項中「同條第九項」とあるのは、「同條第九項若しくは附則第十一項」と、第四十七條中「又は第二十七條の七第二項」とあるのは、「、第二十七條の七第二項又は附則第十一項」と、第四十八條中「又は第二十七條の七第二項」とあるのは、「、第二十七條の七第二項又は附則第十一項」とする。</p>

改 正 案	現 行
<p>（退職手当の財源に充てるための地方債等） 第二十四条（略）</p> <p>2 地方公共団体は、当分の間、国（国の地方行政機関及び裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）第二条に規定する下級裁判所を含む。以下同じ。）、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百号）第二条第一項に規定する独立行政法人であつて当該独立行政法人に対する国の出資の状況及び関与、当該独立行政法人の業務の内容その他の事情を勘案してこの項の規定を適用することが適当であるものとして政令で定めるものに限る。以下同じ。）若しくは国立大学法人等（国立大学法人法（平成十五年法律第一百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人及び同条第三項に規定する大学共同利用機関法人をいう。以下同じ。）又は日本郵政公社、地域振興整備公団、日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公団、日本原子力研究所、核燃料サイクル開発機構、国民生活金融公庫、住宅金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、公営企業金融公庫若しくは沖縄振興開発金融公庫（以下「公社等」という。）に対し、寄附金、法律又は政令の規定に基づかない負担金その他これらに類するもの（これに相当する物品等を含む。以下「寄附金等」という。）を支出してはならない。ただし、地方公共団体がその施設を国、独立行政法人独立行政法人若しくは国立大学法人等又は公社等に移管しようとする場合その他やむを得ないと認められる政令で定める場合における国、独立行政法人若しくは国立大学法人等又は公社等と当該地方公共団体との協議に基づいて支出する寄附</p>	<p>（退職手当の財源に充てるための地方債等） 第二十四条（略）</p> <p>2 地方公共団体は、当分の間、国（国の地方行政機関及び裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）第二条に規定する下級裁判所を含む。以下同じ。）、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百号）第二条第一項に規定する独立行政法人であつて当該独立行政法人に対する国の出資の状況及び関与、当該独立行政法人の業務の内容その他の事情を勘案してこの項の規定を適用することが適当であるものとして政令で定めるものに限る。以下同じ。）若しくは国立大学法人等（国立大学法人法（平成十五年法律第一百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人及び同条第三項に規定する大学共同利用機関法人をいう。以下同じ。）又は日本郵政公社、地域振興整備公団、日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公団、年金資金運用基金、日本原子力研究所、核燃料サイクル開発機構、国民生活金融公庫、住宅金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、公営企業金融公庫若しくは沖縄振興開発金融公庫（以下「公社等」という。）に対し、寄附金、法律又は政令の規定に基づかない負担金その他これらに類するもの（これに相当する物品等を含む。以下「寄附金等」という。）を支出してはならない。ただし、地方公共団体がその施設を国、独立行政法人独立行政法人若しくは国立大学法人等又は公社等に移管しようとする場合における国、独立行政法人若しくは国立大学法人等又は公社等と当該地方公共団体との協議に基</p>

金等で、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得たものについては、この限りでない。

づいて支出する寄附金等で、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得たものについては、この限りでない。

改 正 案	現 行
<p>附 則</p>	<p>附 則 （業務の特例）</p> <p>第十條の二 協会は、年金資金運用基金が年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律（平成十二年法律第二十号）第十二條第二項第二号に掲げる業務を行う場合には、第二十三條に規定する業務のほか、協会が譲渡する住宅及びこれに付随する宅地又は借地権を取得する厚生年金保険の被保険者に対し、年金資金運用基金から借り入れた同号イに掲げる資金により当該取得に必要な資金の貸付けを行うこと及びこれに附帯する業務を行うことができる。</p> <p>2 前項の規定により協会の業務が行われる場合には、第三十八條中「及び沖繩振興開発金融公庫」とあるのは「、沖繩振興開発金融公庫及び年金資金運用基金」と、第四十三條第三号中「第二十三條」とあるのは「第二十三條及び附則第十條の二第一項」とする。</p>

十 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>別表第一（第二条関係） 一～二十六（略） 二十七 独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号。附則第五条の二の規定に限る。） 二十八～三十三（略）</p>	<p>別表第一（第二条関係） 一～二十六（略） 二十七 年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律（平成十二年法律第二十号） 二十八～三十三（略）</p>

改 正 案	現 行
<p>附 則 （業務の委託等の特例）</p> <p>第七条 公庫は、第二十条第一項及び第二項の規定による場合のほか、<u>独立行政法人福祉医療機構が独立行政法人福祉医療機構</u>（平成十四年法律第百六十六号）附則第五条の二第三項に規定する業務を行う場合には、第十九条第一項第二号の規定による小口の教育資金の貸付けの業務のうち、<u>同法附則第五条の二第三項の規定により独立行政法人福祉医療機構のあつせんを受ける者からの当該小口の教育資金の貸付けの申込みの受理及びその者に対する当該小口の教育資金の貸付けに係る貸付金の交付に関する業務を独立行政法人福祉医療機構に委託することができる。</u></p> <p>2 公庫は、業務を行うため必要があるときは、前項の規定により業務を委託した<u>独立行政法人福祉医療機構</u>に対し、同項の貸付金の交付のために必要な資金を交付することができる。</p>	<p>附 則 （業務の委託等の特例）</p> <p>第七条 公庫は、第二十条第一項及び第二項の規定による場合のほか、<u>年金資金運用基金が年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律</u>（平成十二年法律第二十号）第十三条に規定する業務を行う場合には、第十九条第一項第二号の規定による小口の教育資金の貸付けの業務のうち、<u>同法第十三条の規定により年金資金運用基金のあつせんを受ける者からの当該小口の教育資金の貸付けの申込みの受理及びその者に対する当該小口の教育資金の貸付けに係る貸付金の交付に関する業務を年金資金運用基金に委託することができる。</u></p> <p>2 公庫は、業務を行うため必要があるときは、前項の規定により業務を委託した<u>年金資金運用基金</u>に対し、同項の貸付金の交付のために必要な資金を交付することができる。</p>

改 正 案	現 行
<p>附 則 （解散厚生年金基金等に係る責任準備金相当額の一部の物納に関する特例） 第一条の十三（略）</p> <p>2 年金積立金管理運用独立行政法人と資金の管理及び運用に関する契約を締結する生命保険会社が、確定給付企業年金法第百十四条第四項の規定により解散厚生年金基金等から物納に係る資産を移換される場合には、当該資産の移換は、内閣府令で定めるところにより、当該年金積立金管理運用独立行政法人と締結する生命保険の契約に係る当該資産の額に相当する金額の保険料の收受とみなして、この法律の規定を適用する。</p>	<p>附 則 （解散厚生年金基金等に係る責任準備金相当額の一部の物納に関する特例） 第一条の十三（略）</p> <p>2 年金資金運用基金と資金の管理及び運用に関する契約を締結する生命保険会社が、確定給付企業年金法第百十四条第四項の規定により解散厚生年金基金等から物納に係る資産を移換される場合には、当該資産の移換は、内閣府令で定めるところにより、当該年金資金運用基金と締結する生命保険の契約に係る当該資産の額に相当する金額の保険料の收受とみなして、この法律の規定を適用する。</p>

改正案	現行
<p>（解散厚生年金基金等に係る責任準備金相当額の一部の物納） 第百十四条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 第一項の許可に係る解散厚生年金基金等は、政令で定めるところにより、当該物納に係る有価証券を年金積立金管理運用独立行政法人又は年金積立金管理運用独立行政法人と資金の管理及び運用に関する契約を締結する者（以下この項において「年金積立金管理運用独立行政法人等」という。）に移換するものとする。この場合において、当該有価証券は、年金積立金管理運用独立行政法人等が年金積立金管理運用独立行政法人法（平成十六年法律第 号）第三条に規定する年金積立金の管理及び運用のために取得したものとみなす。</p> <p>5 前項の場合において、当該有価証券の価額として政令で定めるところにより算定した額は、政令で定めるところにより、厚生年金保険法第七十九条の三第一項の規定により厚生労働大臣が年金積立金管理運用独立行政法人に対し寄託したものとみなす。</p> <p>6（略）</p>	<p>（解散厚生年金基金等に係る責任準備金相当額の一部の物納） 第百十四条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 第一項の許可に係る解散厚生年金基金等は、政令で定めるところにより、当該物納に係る有価証券を年金資金運用基金又は年金資金運用基金と資金の管理及び運用に関する契約を締結する者（以下この項において「年金資金運用基金等」という。）に移換するものとする。この場合において、当該有価証券は、年金資金運用基金等が年金資金運用基金法（平成十二年法律第十九号）第一条に規定する年金資金の管理及び運用のために取得したものとみなす。</p> <p>5 前項の場合において、当該有価証券の価額として政令で定めるところにより算定した額は、政令で定めるところにより、厚生年金保険法第七十九条の三第一項の規定により厚生労働大臣が年金資金運用基金に対し寄託したものとみなす。</p> <p>6（略）</p>

十四 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第四百十号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
別表第一（第二条関係）			
(略)	農水産業協同組合貯金 保険機構	(略)	日本郵政公社
(略)	農水産業協同組合貯金 四十八年法律第五十三号)	(略)	日本郵政公社法（平成十四年法律第 九十七号）
別表第一（第二条関係）			
(略)	農水産業協同組合貯金 保険機構	(略)	日本郵政公社
(略)	農水産業協同組合貯金 四十八年法律第五十三号)	(略)	日本郵政公社法（平成十四年法律第 九十七号）
(略)	農水産業協同組合貯金 保険機構	(略)	年金資金運用基金
(略)	農水産業協同組合貯金 四十八年法律第五十三号)	(略)	年金資金運用基金法（平成十二年法 律第十九号）

改正案	現行
<p>附則 （業務の特例）</p> <p>第五条の二 機構は、年金積立金管理運用独立行政法人法（平成十六年法律第 号）附則第十四条の規定による廃止前の年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律第十二条第一項に規定する債権の回収が終了するまでの間、第十二条第一項に規定する業務のほか、当該債権の管理及び回収の業務を行う。</p> <p>2 機構は、前項に規定する業務に附帯する業務を行うことができる。</p> <p>3 機構は、別に法律で定める日までの間、第十二条第一項及び前二項に規定する業務のほか、厚生労働大臣の認可を受けて、国民生活金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫から国民生活金融公庫法（昭和二十四年法律第四十九号）第十八条第二号又は沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第十九条第一項第二号の規定による小口の教育資金の貸付けを受けようとする厚生年金保険又は国民年金の被保険者（国民年金法第五十条第一項第二号から第四号までに掲げる法律の規定による組合員又は加入者を除く。次項において同じ。）で厚生労働省令で定める要件を満たしているものに対して、その貸付けを受けることについて国民生活金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫へのあつせんを行うことをその業務とすることができる。</p> <p>4 機構は、年金積立金管理運用独立行政法人法附則第二十三条の規定による改正後の国民生活金融公庫法附則第十九項又は年金積立金管理運用独立行政法人法附則第二十八条の規定による</p>	<p>附則</p>

改正後の沖縄振興開発金融公庫法附則第七条第一項の規定により国民生活金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫の業務の委託を受けたときは、厚生年金保険又は国民年金の被保険者の福祉の増進に必要な業務を行う法人で政令で定めるものに対し、その委託を受けた業務の一部を委託することができる。第十四条第三項の規定は、この場合について準用する。

5 機構は、第一項及び第二項に規定する業務（以下この条において「承継債権管理回収業務」という。）並びに第三項に規定する業務（以下この条において「承継教育資金貸付けあつせん業務」という。）に係る経理については、その他の経理と区分し、それぞれ特別の勘定（以下この条においてそれぞれ「承継債権管理回収勘定」及び「承継教育資金貸付けあつせん勘定」という。）を設けて整理しなければならない。

6 機構は、承継債権管理回収勘定において、毎事業年度、通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、政令で定めるところにより、当該各号に定める金額をそれぞれ厚生保険特別会計、船員保険特別会計及び国民年金特別会計に納付しなければならない。

一 通則法第四十四条第一項の規定による積立金がある場合
第一項に規定する債権の元本であつて当該事業年度において回収されたものの金額に当該積立金に相当する金額を加えた金額

二 通則法第四十四条第二項の規定による繰越欠損金がある場合（同条第一項の規定による積立金及び同条第二項の規定による繰越欠損金のいずれもない場合を含む。） 第一項に規定する債権の元本であつて当該事業年度において回収されたものの金額

7 機構は、前項の規定により納付金を納付したときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額により、そ

それぞれ資本金を減少するものとする。

一 前項第一号に掲げる場合 納付金の納付額から同号の積立金の額に相当する金額を差し引いた金額

二 前項第二号に掲げる場合 納付金の納付額に同号の繰越欠損金の額に相当する金額を加えた金額（繰越欠損金がない場合にあつては、納付金の納付額）

8 前二項に定めるもののほか、納付金の納付の手續その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

9 機構は、承継債権管理回収業務又は承継教育資金貸付けあつせん業務を終えたときは、それぞれ承継債権管理回収勘定又は承継教育資金貸付けあつせん勘定を廃止するものとし、政令で定めるところにより、それぞれの廃止の際承継債権管理回収勘定又は承継教育資金貸付けあつせん勘定に属する資産及び負債を厚生保険特別会計、船員保険特別会計及び国民年金特別会計に帰属させるものとする。

10 機構は、前項の規定により承継債権管理回収勘定又は承継教育資金貸付けあつせん勘定を廃止したときは、それぞれの廃止の際承継債権管理回収勘定又は承継教育資金貸付けあつせん勘定に属する資本金の額により資本金を減少するものとする。

11 第一項から第三項までの規定により機構が承継債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあつせん業務を行う場合には、次の表の上欄に掲げるこの法律の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第五条第二項	金額
	金額及び独立行政 法人年金資金運用 基金法（平成十六 年法律第 号 ）附則第四条第二 項の規定により政 府から出資があつ

第十四条第一	業務	たものとされた金額
第十四条第三	金融機関	業務並びに附則第五条の二第一項に規定する業務
第十四条第一	第十二条第一項	金融機関その他政令で定める法人
第十六条第一	第十二条第一項	第一項（附則第五条の二第十一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第十六条第四	前条第六号に掲げる業務に係る勘定	第十二条第一項及び附則第五条の二第三項
第二十四条第一	掲げる業務	前条第六号に掲げる業務に係る勘定並びに附則第五条の二第五項に規定する承継教育資金貸付けあつせん勘定
第二十五条第一項及び第二十六号	第十四条第一項	掲げる業務並びに附則第五条の二第一項及び第三項に規定する業務
		第十四条第一項（附則第五条の二第十一項の規定により読み替えて適用

第二十八条	業務	する場合を含む。 業務並びに附則第 五条の二第一項に 規定する業務
第三十二条	第二十五条第一項	第二十五条第一項 (附則第五条の二 第十一項の規定に より読み替えて適 用する場合を含む)。
<p>12 第一項から第三項までの規定により機構が承継債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあつせん業務を行う場合には、年金積立金管理運用独立行政法人法附則第十五条第二項中「又はこの法律」とあるのは、「この法律又は独立行政法人福祉医療機構法」とする。</p>		
<p>13 第一項から第三項までの規定により機構が承継債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあつせん業務を行う場合には、厚生保険特別会計法(昭和十九年法律第十号)第五条中「国庫納付金」とあるのは「国庫納付金、独立行政法人福祉医療機構法(平成十四年法律第百六十六号)附則第五条の二第六項ノ規定ニ依ル納付金」と、第六条中「第十六条第四項」とあるのは「附則第五条の二第十一項ノ規定ニ依リ読替テ適用スル同法第十六条第四項」とする。</p>		
<p>14 第一項から第三項までの規定により機構が承継債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあつせん業務を行う場合には、船員保険特別会計法(昭和二十二年法律第二百三十六号)第三条中「生ずる収入」とあるのは、「生ずる収入、独立行政法人福祉医療機構法(平成十四年法律第百六十六号)附則第五条の二第六項の規定による納付金」とする。</p>		

15 第一項から第三項までの規定により機構が承継債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあつせん業務を行う場合には、国民年金特別会計法（昭和三十六年法律第六十三号）第四条第一項中「国庫納付金」とあるのは、「国庫納付金、独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第六十六号）附則第五条の二第六項の規定による納付金」とする。

16 承継債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあつせん業務は、第三十三条第二号の規定の適用については、第十二条第一項第十二号に掲げる業務とみなす。

十六 独立行政法人等の保有する個人情報に関する法律（平成十五年法律第五十九号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
別表（第二条関係）			
(略)	農水産業協同組合貯金 保険機構	(略)	日本郵政公社
(略)	農水産業協同組合貯金 四十八年法律第五十三号)	(略)	日本郵政公社法（平成十四年法律第 九十七号）
別表（第二条関係）			
(略)	農水産業協同組合貯金 保険機構	(略)	日本郵政公社
(略)	農水産業協同組合貯金 四十八年法律第五十三号)	(略)	日本郵政公社法（平成十四年法律第 九十七号）
(略)	農水産業協同組合貯金 保険機構	(略)	年金資金運用基金
(略)	農水産業協同組合貯金 四十八年法律第五十三号)	(略)	年金資金運用基金法（平成十二年法 律第十九号）

改 正 案		現 行	
別表第一 公共法人等の表（第四条、第十一条関係） 一 次の表に掲げる法人			
二（略）	(略)	(略)	(略)
	農業共済組合連合会	農業災害補償法（昭和二十二年法律 第百八十五号）	農業共済組合 農業災害補償法（昭和二十二年法律 第百八十五号）
	日本郵政公社	日本郵政公社法（平成十四年法律第 九十七号）	日本郵政公社 日本郵政公社法（平成十四年法律第 九十七号）
二（略）	(略)	(略)	(略)
	農業共済組合連合会	農業災害補償法（昭和二十二年法律 第百八十五号）	農業共済組合 農業災害補償法（昭和二十二年法律 第百八十五号）
	年金資金運用基金	年金資金運用基金法（平成十二年法 律第十九号）	日本郵政公社 日本郵政公社法（平成十四年法律第 九十七号）
別表第一 公共法人等の表（第四条、第十一条関係） 一 次の表に掲げる法人			

二十一 消費税法（昭和六十三年法律第百八号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
別表第三（第三条、第六十条関係） 一 次の表に掲げる法人			
二 （略）	名称 （略） 日本郵政公社 農業共済組合 農業共済組合連合会	名称 （略） 日本郵政公社 年金資金運用基金 農業共済組合 農業共済組合連合会	名称 （略） 日本郵政公社 日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七号） 日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七号） 年金資金運用基金法（平成十二年法律第十九号） 農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号） 農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）
	根拠法 （略） 日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七号） 農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）	根拠法 （略） 日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七号） 日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七号） 年金資金運用基金法（平成十二年法律第十九号） 農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号） 農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）	

改 正 案	現 行
<p>（社会保障審議会） 第七条 社会保障審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～三 （略） 四 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第一百十号）、介護保険法（平成九年法律第二百十三号）、介護保険法施行法（平成九年法律第二百二十四号）、健康保険法（大正十一年法律第七十号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）及び健康保険法等の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第七十七号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。</p>	<p>（社会保障審議会） 第七条 社会保障審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～三 （略） 四 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第一百十号）、介護保険法（平成九年法律第二百十三号）、介護保険法施行法（平成九年法律第二百二十四号）、健康保険法（大正十一年法律第七十号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、健康保険法等の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第七十七号）、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）及び国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。</p>